

太田市障がい者日中活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の日中活動の充実及び社会参加の促進を図るため、特定非営利活動法人が実施する障がい者への日中活動の場の提供に係る事業及び日中の過ごし方に関する相談等の生活サポート事業（以下これらを「障がい者日中活動支援事業」という。）に要する経費の一部に対し太田市障がい者日中活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、障がい者日中活動支援事業に要する経費のうち、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金の交付の対象となる事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。